

南関町選挙備品貸出し要領

南関町選挙管理委員会

1 目的

若者への選挙啓発の一環として、実際の選挙で使用している選挙備品を無償で貸し出すことで、近い将来に有権者となる町内の小学校、中学校等の児童・生徒等に、少しでも投票を身近に体験してもらい、選挙への関心を高めてもらうことを目的とする。

2 貸出し対象

- (1) 南関町内の小学校、中学校
- (2) その他、選挙管理委員会が認めた団体等

3 貸出し備品

- (1) 投票箱（大、小）
- (2) 投票記載台（3人用、2人用、車椅子用）
- (3) その他、選挙管理委員会が認めた備品

4 手続き等

- (1) 備品貸出しを希望する場合は、借用したい内容を事前に選挙管理委員会に電話等で相談する。
- (2) 「選挙備品借用申請書」に記入のうえ、借用初日の7日前までに選挙管理委員会に提出する。
- (3) 選挙管理委員会が指定する場所で、備品を受け取る。
- (4) 使用後は速やかに、選挙管理委員会が指定する場所に備品を返却する。
- (5) 次の場合は、備品の貸出しを行うことができない。
 - ・選挙期間中やその前後で、選挙の執行に支障をきたすおそれがあるとき
 - ・貸出し備品の数量が不足するとき
 - ・宗教活動、特定の政治活動又は営利目的であると認められるとき
- (6) 貸出し期間中でも、諸事情により取り消し、停止する場合がある。
- (7) 備品の使用にあたっては、ケガや破損等、取扱いに十分注意すること。
- (8) 貸出し期間中の備品の管理は、申請者の責任において行うこと。貸出し期間中に備品が損傷、滅失したときは、弁償していただく場合がある。
- (9) 備品運搬や使用サポートが必要な場合は、事前に選挙管理委員会に相談する。

5 問い合わせ及び申請先

南関町選挙管理委員会（南関町役場総務課内）

住所：〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町6 4 番地

電話：0968-57-8500 F A X：0968-53-2351